

資料③ 有権者名簿管理マニュアル

1 有権者資格

前2年の党費を納入した者 具体的には下記の手続きを終わっている者

ア R4.11.30時点で党员である者

(令和4.12.1～令和5.11.30の間に入党した者が納めた党費は令和5年度の党費)

イ 令和5年度の更新手続きを完了した者

ウ 令和6年度の更新手続きを完了した者

2 有権者名簿

(1) 名簿の調製

- ① 代表選挙のつど別記第1号様式に準じて調製する。
- ② 代表選挙管理委員会は、党员名簿から有資格者を記載した登録予定者名簿をあらかじめ作成する。
- ③ 予定者名簿を総支部に送信し、各都道府県総支部の点検を受ける。
点検は、代表選挙管理委員会が承認した当該総支部の点検責任者の下必要最小限の人数で行うものとし、点検に携わる者は守秘義務を負う。
- ④ 特別党员と一般党员の二重登録者については、特別党员の有権者名簿に登録することとし、一般党员の有権者名簿には登録しない。
- ⑤ 代表選挙管理委員会は、党员を有権者名簿に登録するにあたり、公正な立場から、名寄せによる重複登録の排除、並びに住所地確認等による架空住所登録者又は法人・団体事務所気付住所登録者の排除及び是正等を厳正に行う。
- ⑥ 告示日の前日(基準日)に有権者名簿として確定する。

(2) 閲覧

- ① 有権者は、告示日中に限り、有権者名簿を閲覧することができる。ただし、当該有権者の記載部分に限る。
- ② 有権者名簿を閲覧しようとする有権者は、都道府県総支部(当該総支部所管分の名簿に限る。)の事務所において閲覧するものとする。なお、閲覧は、当該有権者に係る記載部分に限るものとし、筆写、撮影、コピー等を行うことができないものとする。
- ③ この登録に異議のある者は、告示日中に異議を申し立てることができる。
- ④ 異議申立てがなされた場合は、代表選挙管理委員会は直ちに審査を開始し、申立てに理由があると認めるときは必要な措置をとらなければならない。

(3) 修正

有権者名簿の確定後、死亡、離党等により有権者でなくなった場合、又は異議の申立てにより補正登録を行った場合等で修正する必要がある場合は、すみやかに当該名簿を修正する。

3 党員名簿の取扱い（組織規則第6条第8項）

(1) 有権者名簿

名簿の開示については、代表選挙規則第4条に規定するとおり有権者本人に対する開示以外は認めない。

(2) 党員名簿

一般党員分について、本部又は支部が管理する一般党員名簿の代表選挙における利用については禁止するものとし、その紹介議員である特別党員が管理する一般党員名簿については当該特別党員の判断とする。

なお、特別党員名簿（氏名、住所、電話、メール）は候補者にのみ公開する。

参考：組織規則第6条

7 党員名簿は、原則として非公開とし、党規約第7条第9項で規定される代表選挙規則が定める目的、並びに総務会での決定の上、総務会長が特別に承認した目的以外に用いることはできない。また、総務会長が指定した者及び名簿を管理する事業者のみが、本部登録名簿を検査し修正等を行うことができるものとする。

8 代表選挙における本部党員名簿並びに支部の名簿の取扱いは別途代表選挙規則において定めるものとする。